

は第11条の決定又は第12条の通知(以下「公開決定等」という。)について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく寒川町情報公開審査会(第17条第1項を除き、以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(加える)

(加える)

(加える)

2 前項の規定により諮問した実施機関は、不服申立人及び次の各号のいずれかに該当する者に諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 請求者が不服申立人である場合は、当該不服申立てに係る公開決定等について反対の意思を表示している第三者

(2) 公文書の公開に反対の意思を表示している第三者が不服申立人である場合は、請求者

開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合

_____を除き、遅滞なく寒川町情報公開審査会(第17条第1項を除き、以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決をしなければならない_____。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書(以下「参加人意見書」という。)において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し(反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があつた場合に限る。)を添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる

_____者に諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開の決定に対する第三者からの不服申立てを却下又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等

_____を変更して行う公開の決定(第三者_____が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 情報公開審査会

(審査会)

第17条 前条第1項の不服申立てについて、実施機関の諮問に応じて審査するため、寒川町情報公開審査会を置く。

2～7 (略)

(審査会の権限等)

第18条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人(審査会の許可を得て、又は審査会の求めに応じて審査会の会議に参加する利害関係人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めること、適当と認める者に対してその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、前項の規定による調査をさせ、又は第19条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出している第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

4 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開の決定に対する第三者からの審査請求を却下又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更して行う公開の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 情報公開審査会

(審査会)

第17条 前条第1項の審査請求について、実施機関の諮問に応じて審査するため、寒川町情報公開審査会を置く。

2～7 (略)

(審査会の権限等)

第18条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人等(審査請求人、参加人及び実施機関をいう。以下同じ。)

に対して意見書又は資料

_____の提出を求めること、適当と認める者に対してその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、前項の規定による調査をさせ、又は第19条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

<p>6 (略)</p> <p>7 この条から第22条までの規定により審査会又は委員がした処分については、<u>行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</u> (意見の陳述)</p> <p>第19条 審査会は、<u>不服申立人等から</u> <u>申立てがあつたときは、当該不服申立人等</u> <u>に口頭により意見を述べる機会を</u> <u>与えるよう努めなければならない。</u></p> <p>(加える)</p> <p>2 前項の規定により意見の陳述の機会を 与えられた不服申立人又は参加人は、<u>審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u> (加える)</p> <p>(加える)</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第20条 <u>不服申立人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u> (提出資料の閲覧)</p> <p>第21条 (加える)</p>	<p>6 (略)</p> <p>7 この条から第22条までの規定により審査会又は委員がした処分については、<u>審査請求</u> <u>を</u> <u>することができない。</u> (口頭意見陳述)</p> <p>第19条 審査会は、<u>審査請求人及び参加人から</u> <u>申立てがあつたときは、当該申立てをした者(以下「申立人」という。)</u> <u>に口頭により意見を述べる機会を</u> <u>与えなければならない。</u><u>ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。</u></p> <p>2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、<u>審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。</u></p> <p>3 <u>口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u></p> <p>4 <u>口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</u></p> <p>5 <u>口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して、質問を発することができる。</u> (意見書等の提出)</p> <p>第20条 <u>審査請求人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u> (提出資料の写しの送付等)</p> <p>第21条 <u>審査会は、第18条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は</u></p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>不服申立人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧</p> <hr/> <p>_____を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(加える)</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第22条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人及び参加人</u>に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、<u>第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は第2項の規定による閲覧をさせようとするときは、<u>当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。</u>ただし、<u>審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第22条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人及び参加人</u>に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(第2条関係)寒川町個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 <u>不服申立て(第28条)</u></p> <p>第5章～第8章 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 <u>審査請求(第27条の2・第28条)</u></p> <p>第5章～第8章 (略)</p>

附則

～略～

(第三者の保護)

第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による決定をする場合において、開示の請求に係る保有個人情報に国等及び請求者以外の者(以下この条、第28条第2項及び第3項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した

_____場合において、当該保有個人情報を開示する旨の決定(第14条第5項の規定により開示の請求に係る保有個人情報の一部について開示しないこととする場合の当該部分以外の部分の開示をする旨の決定を含む。以下「開示の決定」という。)をするときは、開示の決定日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに反対の意思を表示した第三者に開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

～略～

第4章 不服申立て

(加える)

(不服申立てがあつた場合の手續)

附則

～略～

(第三者の保護)

第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による決定をする場合において、開示の請求に係る保有個人情報に国等及び請求者以外の者(以下この条、第28条第3項及び第4項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した

_____場合において、当該保有個人情報を開示する旨の決定(第14条第5項の規定により開示の請求に係る保有個人情報の一部について開示しないこととする場合の当該部分以外の部分の開示をする旨の決定を含む。以下「開示の決定」という。)をするときは、開示の決定日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

～略～

第4章 審査請求

(審理員の指名の適用除外)

第27条の2 開示決定等(第16条第1項、第23条第1項又は前条第1項の決定をいう。以下同じ。)又は開示請求等(第14条第1項、第21条第1項又は第24条第1項の請求をいう。以下同じ。)に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第28条 実施機関は、第16条第1項、第23条第1項又は前条第1項の決定(以下「開示決定等」という。)について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく寒川町個人情報保護審査会(次条第1項を除き、以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

2 前項の規定により諮問した実施機関

第28条 実施機関は、開示決定等又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き

_____、遅滞なく寒川町個人情報保護審査会(次条第1項を除き、以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書(以下「参加人意見書」という。)において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用を停止することとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し(反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があつた場合に限る。)を添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問した実施機関

は、不服申立人及び次の各号のいずれかに該当する者に諮問した旨を書面により通知しなければならない。

(1) 請求者が不服申立人である場合は、当該不服申立てに係る開示の決定について反対の意思を表示している第三者

(2) 保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の開示に反対の意思を表示している第三者が不服申立人である場合は、請求者

3 第18条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る保有個人情報を開示しない旨の決定を変更して行う開示の決定(第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 個人情報保護審査会
(審査会)

第29条 前条第1項の不服申立てについて、実施機関の諮問に応じて審査するため、寒川町個人情報保護審査会を置く。

2～7 (略)
(審査会の権限等)

第30条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人(審査会の許可を得て、又は審査会の求めに応じて審査会の会議に参加する利害関係人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)

は、次に掲げる

者に諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示に反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

4 第18条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る保有個人情報を開示しない旨の決定を変更して行う開示の裁決(第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 個人情報保護審査会
(審査会)

第29条 前条第1項の審査請求について、実施機関の諮問に応じて審査するため、寒川町個人情報保護審査会を置く。

2～7 (略)
(審査会の権限等)

第30条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人等(審査請求人、参加人及び実施機関をいう。以下同じ。)

に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めること、適当と認める者に対してその知つている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定により提示された公文書を開覧させ、前項の規定による調査をさせ、又は次条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

6 (略)

7 この条から第34条までの規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(意見の陳述)

第31条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭により意見を述べる機会を与えるよう努めなければならない。

(加える)

2 前項の規定により意見の陳述の機会を与えられた不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(加える)

(加える)

に対して意見書又は資料

の提出を求めること、適当と認める者に対してその知つている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定により提示された公文書を開覧させ、前項の規定による調査をさせ、又は次条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

6 (略)

7 この条から第34条までの規定により審査会又は委員がした処分については、審査請求をすることができない。

(口頭意見陳述)

第31条 審査会は、審査請求人又は参加人から申立てがあつたときは、当該申立てをした者(以下「申立人」という。)に口頭により意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人

は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して、質問を発

(意見書等の提出)

第32条 不服申立人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第33条 (加える)

不服申立人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧

を求めることができる。

この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 (略)

(加える)

(答申書の送付等)

第34条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答

することができる。

(意見書等の提出)

第32条 審査請求人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの交付等)

第33条 審査会は、第18条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 (略)

4 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は第2項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(答申書の送付等)

第34条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答

<p>申の内容を公表するものとする。 2～3 (略) ～略～</p>	<p>申の内容を公表するものとする。 2～3 (略) ～略～</p>
--------------------------------------------	--------------------------------------------

(第3条関係)寒川町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
<p>(審査の申出) 第4条 (略) 2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 _____ (2) 審査の申出にかかるとる処分 _____ (3)～(5) (略) 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所 _____を記載し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項</u> _____に規定する書面を添付しなければならない。 4・5 (略) <u>(加える)</u> ～略～ (書面審理) 第7条 (略) 2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対し、その副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u> 3 (略)</p>	<p>(審査の申出) 第4条 (略) 2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 <u>又は居所</u> (2) 審査の申出に係る処分の内容 (3)～(5) (略) 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所 <u>又は居所</u>を記載し、<u>行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項</u> _____に規定する書面を添付しなければならない。 4・5 (略) 6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u> ～略～ (書面審理) 第7条 (略) 2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対し、その副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。 3 (略)</p>

<p>は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>～略～</p>	<p>_____に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>～略～</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(第6条関係)寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第6条 町長は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該理由が消滅した日から、納税義務者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内に限り、地域及び期日を指定し、又は当該行為をすべき者の申請により、当該期限を延長することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第6条 町長は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該理由が消滅した日から、納税義務者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内に限り、地域及び期日を指定し、又は当該行為をすべき者の申請により、当該期限を延長することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>～略～</p>

(第7条関係)寒川町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(異議申立)</p> <p>第25条 町の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、町長に対して、<u>異議申立</u>をすることができる。</p>	<p>～略～</p> <p>(審査請求)</p> <p>第25条 町の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、町長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p>

～略～

～略～

(改正附則)

	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、行政不服審査法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置の原則)</u></p> <p>2 <u>町長等(処分権限を有する町の機関をいう。以下同じ。)の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた町長等の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る町長等の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</u></p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------